

ホームページ作成等支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）が、センターの情報会員に対して、ホームページ作成等に要する経費の一部を助成することを目的として交付するホームページ作成等支援事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第2条 助成金交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

ただし、ホームページ・EC（電子商取引）サイト（以下「ECサイト」という。）等の作成・改修を業務としている企業及び助成金の交付を受けてから5年度（当該交付を受けた年度を含む。）を経過していない企業は対象としないものとする。

- (1) 情報会員であること。
- (2) 鹿児島県内に主たる事務所を有する中小企業者

(助成対象事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を実施する情報会員に対し、その経費の一部を助成するものとする。

- (1) ホームページ作成事業
- (2) ホームページリニューアル事業
- (3) ECサイト作成事業
- (4) ECサイトリニューアル事業
- (5) その他理事長が特に認める事業

(助成対象経費)

第4条 センターが前条の規定により交付する助成金の対象経費は、前条の各号に規定する事業に要する経費であって、次の各号に掲げるもののうち、理事長が適当と認めるものとする。

ただし、通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン・デジタルカメラ等ハードウェアの購入経費及び、国・鹿児島県その他の公共団体等からホームページ等作成の助成金・交付金等の対象となっている経費については、助成金の交付対象としないものとする。

- (1) ホームページ作成及びリニューアルに係る委託費
- (2) ホームページ作成ソフト購入経費
- (3) ECサイト作成及びリニューアルに係る委託費
- (4) サーバー契約初期費用
- (5) 独自ドメイン取得経費
- (6) ショッピングモール出店登録経費
- (7) ショッピングカート利用等初期登録経費
- (8) その他理事長が適当と認める経費

(助成金限度額及び助成割合等)

第5条 助成金の交付対象期間は、1年を限度とし、その額は助成対象経費の2分の1以内とする。

2 助成金の交付限度額は、10万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする企業は、助成金交付申請書(第1号様式)をセンターに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 センターは、前条の規定により申請書が提出されたときは、別に定めるホームページ作成等支援事業審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞いて助成金の交付の決定をするものとし、交付決定の通知は助成金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 センターは、助成金の交付の決定をする場合において、助成金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

(計画変更の承認)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、計画の内容等を変更、又は計画を中止しようとするときは、計画変更等申請書(第3号様式)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、センターは必要に応じ審査会の意見を聞くものとする。

2 センターは、前項の承認を行う場合は、変更交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

3 センターは、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又新たな条件を付すことができるものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が終了したときは、領収書等関係書類を添付して、速やかに実績報告書(第5号様式)をセンターに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 センターは、前条の報告を受けたときは報告書等の書類の審査を行い、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対し助成金交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の審査の結果、適当でないとき認めるときは、センターは是正のために必要な措置を助成事業者に指示することがある。

(助成金の交付)

第11条 助成事業者は、助成金の交付を請求しようとするときは、助成金交付請求書(第7号様式)をセンターに提出しなければならない。

(交付決定の取消し、交付済みの助成金の返還等)

第12条 センターは、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付していた助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用し、助成事業に関して助成金交付決定の内容又は、これに付した条件若しくは、センターの指示に違反したとき。
- (3) 助成金交付決定後、5年以内に情報会員を脱退したとき。
- (4) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又は助成金の交付を受けたとき。

(加算金及び延滞金)

第13条 助成事業者は、第12条の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

4 センターは、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

5 助成事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該助成金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年5月10日から施行する。